

MARPOL条約附属書VI改正案の概要

参考

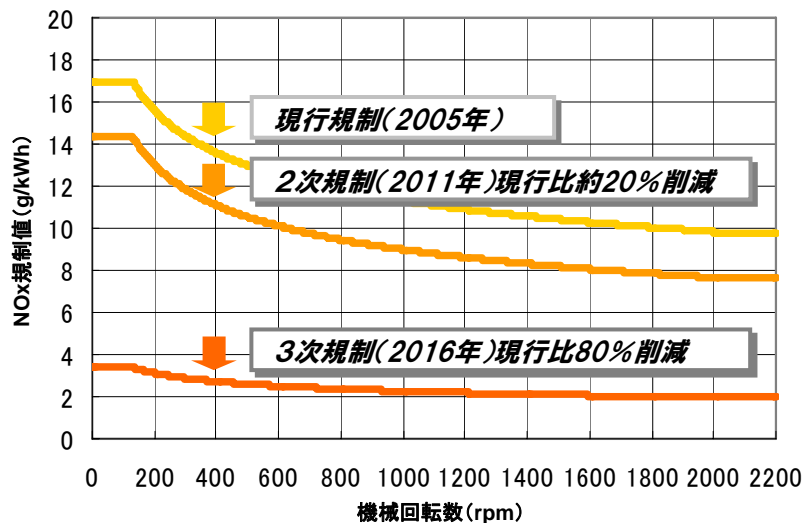
NOx2次・3次規制案

■ 2次規制案

- 2011年から実施
- 現行規制値より15%~22%削減

■ 3次規制案

- 2016年から実施
 - 2012年から2013年末までの間に実施時期をレビュー
- 指定海域において現行規制値より80%削減
 - ①24m以下のプレジャーボート②合計推進出力750kW以下で設計、建造上規制適合が困難と主管庁が認める船舶を除外



NOx現存船規制案

	対象エンジンのうち、アップグレードキット(規制に適合させるための改造手法)が認証されたもののみ規制
規制対象範囲	1990年以降建造の現存船のシフト-容積90L以上かつ出力5000kW以上のエンジン
規制値	現行規制値
規制実施時期	いずれかの主管庁がアップグレードキットの認証をIMOに通報してから1年後の最初の定期検査

SOx・PM規制案

燃料油の硫黄分濃度の上限

海域	概要
一般海域	3.5%:2012年, 0.5%:2020年/2025年※
指定海域	1.0%:2010年, 0.1%:2015年

※2018年に規制時期を決定

留出油の限定なし、スクラバー等の代替技術の利用も可